

令和7年5月23日

神奈川県相模原市南区若松三丁目27番4号

株式会社三電

殿

特定金属類取扱業の許可（更新）の通知について

特定金属類取扱業許可番号

茨城県公安委員会許可
第 1222500091 号

許可の有効期間

令和7年(2025年)	5月23日	から
令和12年(2030年)	5月22日	まで

注意事項

- 1 本通知書には保管や掲示等の義務はありません。本通知書の再発行は致しかねますので、通知の内容についてはご自身でお控えいただくようお願いいたします。
- 2 営業を開始する際には、条例及び公安委員会規則により定められた標識を作成の上、県内に所在する営業所ごとの公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 3 許可の有効期間は5年間です。許可の有効期間を過ぎても営業を継続する場合には、有効期間の満了の日までに主たる営業所を管轄する警察署に対して許可更新の申請をする必要があります。
- 4 条例及び公安委員会規則により定められた事項に違反した場合には、刑事罰又は行政罰若しくはその両方が科される場合があります。

条例の詳細については下記の茨城県警察HPをご覧ください。



茨城県警察

茨城県警察HP
手続・申請
特定金属類取扱業



https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a06_shinsei/metal/procedures.html

